

高齢者補聴器購入費助成

広尾町に住所を有し、医師により聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要と証明された65歳以上の方の補聴器の購入費を助成します。

◆対象者（①から④のいずれにも該当する方）

- ① 65歳以上の町民の方
- ② 両耳又は片耳の聴力レベルが中等度難聴の方
中等度難聴…平均聴力レベル40デシベル以上70デシベル未満
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ④ 町税、都市計画税及び国民健康保険税を完納している方

◆助成内容

- ・補助額は補聴器の購入費用の2分の1まで
上限額は50,000円まで
- ・補聴器の種類は耳かけ型または耳穴型

◆手続きの流れ

- ① 役場福祉係で制度の説明を受け

補聴器購入費助成申請書・補聴器購入費助成意見書を受けとる

- ② 耳鼻咽喉科を受診し

補聴器購入費助成意見書により証明を受ける

- ③ 購入予定の事業者に見積書の作成を依頼する

※補聴器の購入はまだできません

- ④ 役場福祉係へ書類を提出する

- ・補聴器購入費助成申請書
- ・補聴器購入費助成意見書
- ・見積書

※受診時の診察、検査、意見書料は自己負担となります

※補聴器の購入はまだできません

- ⑤ 助成決定通知書が届いたら

見積書にある補聴器を購入し代金を支払い、領収書を受けとる

- ⑥ 補聴器購入費助成請求書に領収書・振込先口座情報のわかる書類（通帳の写し等）を添えて役場福祉係に提出し、助成金の支払いを請求する